解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月四日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ａｌｔｕｓ合同会社

清算人　滝澤　和政

解散公告

当社は、平成二十七年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月四日

神奈川県川崎市中原区新丸子町七六五番地

有限会社吉川商事

清算人　田村　彰浩

解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月四日

神奈川県横須賀市小矢部四丁目一八番二号

株式会社ＭＡＭ

代表清算人　三宅　康之

解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月四日

三重県桑名市藤が丘九丁目八〇六番地

有限会社ＦＰステージ

清算人　山本　博

解散公告

当法人は、平成二十七年六月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月四日

京都市南区東九条中御霊町七二番地

特定非営利活動法人東九条・共に生きるまちづくりネット

代表清算人　山内　政夫

解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月四日

京都市中京区壬生東大竹町二二番地

有限会社タイキン

清算人　金川　兌均

解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月四日

長崎県島原市有明町大三東甲七一七番地一

株式会社木村食品

代表清算人　木村　繁

解散公告

当社は、平成二十七年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月四日

大分市寺崎町二丁目四番一六号

有限会社丸萬銘木商事

清算人　今熊　健児

公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金第二十一期決算公告

一、事業概要

福岡県内のアジアからの大学院留学生六名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

二、財産目録　平成二十七年三月三十一日現在

資産合計　三〇三、二五〇、九三〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　三〇三、二五〇、九三〇円

平成二十七年八月四日

福岡市中央区天神二丁目一三番一号

公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金

受託者　株式会社福岡銀行

配当公告

富山県富山市上栄七四四番地二

破産者　ヤマサ運送株式会社

右の者に対する富山地方裁判所平成二十六年（フ）第六八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金二四、五七四、〇八七円

一、配当することのできる金額

一般債権　金二九、二三八、四〇二円

平成二十七年八月四日

富山県富山市千石町二丁目九番七号

破産管財人　今村　元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道中川郡池田町字大通五丁目一五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山岸　光春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

北海道帯広市大通南七丁目二番一　クリエイト大通七丁目ビル二Ｆ　まこと法律事務所

相続財産管理人　佐々木　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水一条四丁目三番、最後の住所札幌市厚別区大谷地東三丁目二番一―九一二号　被相続人　亡　牧方　末雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

札幌市中央区大通西一二丁目札幌大通ビル五階　小笠原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小笠原　至